

№	事業名	概要（紹介文）	対象者	補助対象経費	補助率	備考	申請・公募時期 〔令和6年4月4日現在〕	市担当
1	さかたでアグリ支援事業	新規就農者に対し、就農に必要な農地の確保や資材購入などの経費に補助金を交付し、本市への就業促進と定着を図ります。	①認定新規就農者（青年等就業計画の認定を受けた者） ②認定就農者（三等農地内の農家が経営する農業に従事し、自ら経営していない者）	①農地借上料、資材等購入費、機械等借上料 ②農地借上料1万円/10a	定額	①経営開始後12月以内 ②農業従事開始後12月以内	随時（予算の範囲内）	担い手支援課
2	新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）	次世代の農業を担う農業者となることを志向するものに対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入等の取り組みを支援します。	独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者	機械・施設等の導入経費	国1/2、県1/4、本人1/4	○独立・自営就農であり、就農時の年齢が、原則50歳未満であること ○独立・自営就農5年後には農業で生計維持が可能な計画を策定すること ○人・農地プランへ中心経営体として位置付けられていること、又は位置付けられることが確実であること	随時（予算の範囲内）	担い手支援課
3	新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）	次世代の農業を担う農業者となることを志向するものに対し、就農直後の経営開始に資する経営開始資金を交付します。	独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者	就農直後の経営開始に資する資金	国10/10	○独立・自営就農であり、就農時の年齢が、原則50歳未満であること ○独立・自営就農5年後には農業で生計維持が可能な計画を策定すること ○人・農地プランへ中心経営体として位置付けられていること、又は位置付けられることが確実であること ○生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていないこと	随時（予算の範囲内）	担い手支援課
4	農地利用効率化等支援交付金事業	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産性の向上を図るための施設整備や機械導入を支援します。	認定農業者、認定就農者などの個人・農地プランに位置付けられた者	機械・施設等の導入経費	国3/10	○融資を活用して農業用機械等の導入を行うこと ○成果目標を設定し、生産の効率化の取組等を行うこと ○事業費（導入する農業用機械等の価格）が整備内毎ごとに50万円以上であること	令和5年度要望調査は終了しました。 令和6年度要望調査は令和6年2月に実施予定です。	担い手支援課
5	園芸生産性向上支援事業	限られた農地で効率的な農業生産を行い、生産性の向上を図るための施設整備や機械導入を支援します。	2戸以上の生産者団体又は農業法人等	園芸施設整備・機械導入	○重点品目 2分の1以内（上限50万円） ○重点品目以外 4分の1以内（上限30万円）	対象事業ごと30万円以上が対象	令和6年4月15日（月）～令和6年5月7日（火）	生産課課長
6	産地生産基盤（ワーアップ）事業（全面的な土づくりの展開）	地力の増進を図るため「堆肥を活用した土づくり」の実証を支援します。	①都道府県 ②市町村 ③公社 ④土地改良区 ⑤農業者 ⑥農業者団体 ⑦民間事業者 ⑧都道府県協議会 ⑨市町村協議会	○堆肥等土壌改良資材の購入費、運搬費、保管費、散布費 ○施用前後の土壌分析費用 ○堆肥による土づくりに関する指導と検討会の開催	定額（10アール当たり30千円（ペレット堆肥は35千円）を上限とする。）	○堆肥等の施用前後の土壌分析を必ず行うこと ○慣行的に堆肥等を使用していない地力の低い場所への実証であること	令和6年5月9日（木）まで その後は未定	生産課課長
7	スマート農業推進事業	ほ場に係るリモートセンシングの活用、土壌分析を支援し、スマート農業の推進を図ります。	①認定農業者 ②人・農地プランの中心経営体 ③3戸以上の農業者団体	リモートセンシング、土壌診断に関する経費	定額（リモートセンシングの活用は10アール当たり4千円、土壌診断のみは1ほ場当たり2千円を上限とする）	土壌分析については、pH、CECを検査するものを基本とすること	随時（予算の範囲内）	生産課課長
8	食育交流活動サポーター助成金	認可保育所、認定こども園及び小中学校で食育交流活動に取り組む農業者個人や民間団体等を支援します。	市内に本社、事業所又は住所を置く農業者個人又は民間団体等	-	事業実施1件につき5,000円	○同一の農業者や学校等につき同一年度で1回まで ○同一の申請者につき同一年度で3回まで	令和6年4月19日（金）	総合農政課
9	農産物販路・消費拡大支援事業費補助金	農産物の消費・販路拡大を図るため、庄内圏域外における農業者主体の販路活動の実施団体に対し支援します。	市内に住所を置く2戸以上の農業者等が構成する農業者団体、農業法人又は市長が特に認める団体	人件費を除いた事業実施に係る経費（旅費、消耗品費、出張料など）	補助対象経費の合計額の1/2（1,000円未満の端数は切り捨て）	①市場開拓活動コース：庄内圏域外で行われる商談会等へ参加し、市場でのニーズ調査などを実施する事業（販売活動は含まないものとする。）（補助上限額15万円） ②消費拡大活動コース：庄内圏域にて農産物の販売・PRを実施する事業（補助上限額10万円）	令和6年4月26日（金）	総合農政課
10	有畜鳥獣被害対策推進事業	農作物被害防止のために、農地への電気柵等の設置を支援します。	農業者及び農業者団体	農作物被害防止のために設置する電気柵もしくはワイヤーメッシュ柵の設置費用	1/2、上限20万円	申請から事業実施までは1～2週間を要します。	令和6年7月26日までに申請書を提出（予算の範囲内）	生産課課長